

保険料例 (月払・口座振替) 保険金額100,000米ドルの場合 [保険期間:終身 保険料払込期間:60歳満了] 2020年4月1日現在

単位:米ドル

	契約年齢 (被保険者)							
	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
男性	84.10	97.40	114.40	137.90	171.70	222.90	308.30	477.90
女性	75.00	86.50	101.60	122.20	151.40	195.60	269.50	416.80

くわしくは…

死亡保険金即日支払サービスについて

P.1

このサービスでお支払いする死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円*または死亡保険金の額のどちらか少ない金額を上限として、お支払いします。

☆お受取人への口座振込の場合。

当社ライフプラン・コンサルタントによる現金持参の場合は500万円を上限とします。

また、口座振込と現金持参を併用することはできません。

死亡保険金は、所定の手続書類を受取り、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受取りいただけます。

それ以降は翌営業日となります。

なお、金融機関によっては午後3時までに着金せず窓口での払出しができない、または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。

以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。

- ・契約日(あるいは最後の復活日、復旧日)から2年未満で被保険者が死亡された場合
- ・死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
- ・死亡保険金の受取人が二人以上の場合
- ・死亡保険金の受取人が未成年者の場合

リビング・ニーズ特約について

P.3

余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して30万米ドル以内かつ3,000万円以内*でご指定いただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2020年3月現在。将来変更になる可能性があります。)

契約年齢等について

取扱範囲

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込方法
0歳~75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

米ドル建終身保険

(無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.



ご注意ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまにご負担いただく**費用**があります。

詳しくは5・6ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でご確認いただけます。



「米国ドル」で準備する、家族のため、自分のため の一生涯保障。


1

万が一の場合

死亡保険金をお受取りいただけます。

例えば、ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。

最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。




2

高度障害状態になった場合

高度障害保険金をお受取りいただけます。

例えば、住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



3

身体障害状態になった場合

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、**以後の保険料のお払込みが免除**になります。

保障は継続します。

さらに、**疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病により所定の身体障害状態**になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。
※この特約の付加には別途保険料が必要です。

4

急に資金が必要になった場合

キャッシュバリュー（解約返戻金）をもとに**契約者貸付制度**をご利用いただけます。

ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、ご利用いただけない場合もあります。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ご注意ください



この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。この保険は米国ドル建であり、円で払込まれ、または円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金等の額が、保険料払込時の為替相場で円に換算した既払込保険料総額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

詳しくは5・6ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

こんなときには、こんな方法が…

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき **① 保険料の自動振替貸付**
- 保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき **② 延長定期保険** **③ 払済保険**
- 保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき **④ 保険金額等の減額**

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で実現した保険です。

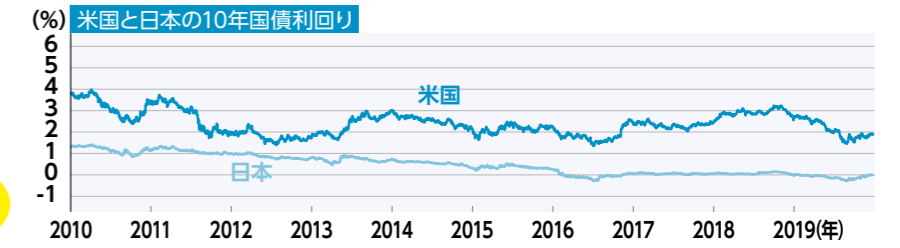
ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 30歳(男性)
- 保険金額: 100,000米国ドル
- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 60歳満了
- 保険料(月払・口座振替): 137.90米国ドル

この保険の保険料は、2020年4月1日現在における予定利率(年3.2%*)およびその他当社所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。
*1 保険料払込期間が10年未満の場合は年3.0%。



【10年国債利回りで比較すると、米国と日本には金利差があります。】



※このグラフは過去の数値を示したもので、将来を示唆するものではありません。
出典: Bloombergの情報に基づき当社で作成

年金は「円」でもお受取りいただけます!

ご希望で年金原資を

- 1 「米国ドル」のままにしておくか、
- 2 「円」に換算するかをお選びいただけます。

1 年金原資が「米国ドル」の場合 → 年金は「米国ドル」か「円」でお受取り 毎年選択可能!

2 年金原資が「円」の場合 → 年金は「円」でお受取り

※円換算支払特約を活用します。詳しくは5ページをご覧ください。

生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約

を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば、療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は **非課税扱** です!

介護年金で受取る

介護前払特約

を付加されますと「保険料払込期間満了後」かつ「被保険者の年齢が満65歳以上」で被保険者が所定の要介護状態になられた場合、保険金額の一部を **介護年金** としてお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

※保険料払込期間が終身の場合は、この特約を付加できません。

介護年金は **非課税扱** です!

年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約

を付加されますと、保険金またはキャッシュバリューを **年金** としてお受取りいただけます。
※キャッシュバリューを年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。
(ライフプランに合わせて **年金の種類** をお選びいただけます。)

特約保険料は必要ありません

- 確定年金**: 一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。
- 保証期間付終身年金**: 生きている限り年金をお受取りになれます。
- 保証期間付夫婦連生終身年金**: ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。



※例示の年金額は、2020年4月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を下回る可能性があります。
※保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*(2020年4月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。
*2 将来変更される可能性もあります。

ご注意ください



為替リスクについて

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた既払込保険料総額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

「円」でお取扱いする際の注意事項

- この保険を円でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々当社が設定するものです。

1 保険料は「円」でお払込みいただきます(円換算払込特約)

お払込みのたびに毎回変動(増減)します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、
保険料は毎回増減します。

例) 毎月の払込保険料
137.90米国ドル

円高	1米国ドル= 70円の時	9,653円
	1米国ドル=100円の時	13,790円
円安	1米国ドル=130円の時	17,927円

2 「円」で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合(円換算支払特約)

お受取金額は変動します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、
保険金額は増減します。

例) 保険金額
100,000米国ドル

円高	1米国ドル= 70円の時	7,000,000円
	1米国ドル=100円の時	10,000,000円
円安	1米国ドル=130円の時	13,000,000円

当社所定の為替レートの変動に応じて、
解約返戻金額は増減します。

例) 70歳で解約した場合の
解約返戻金額
65,100米国ドル

円高	1米国ドル= 70円の時	4,557,000円
	1米国ドル=100円の時	6,510,000円
円安	1米国ドル=130円の時	8,463,000円

3 「円」で貸付金の返済をする場合(円換算貸付特約)

返済金額は変動します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、
返済する金額は増減します。

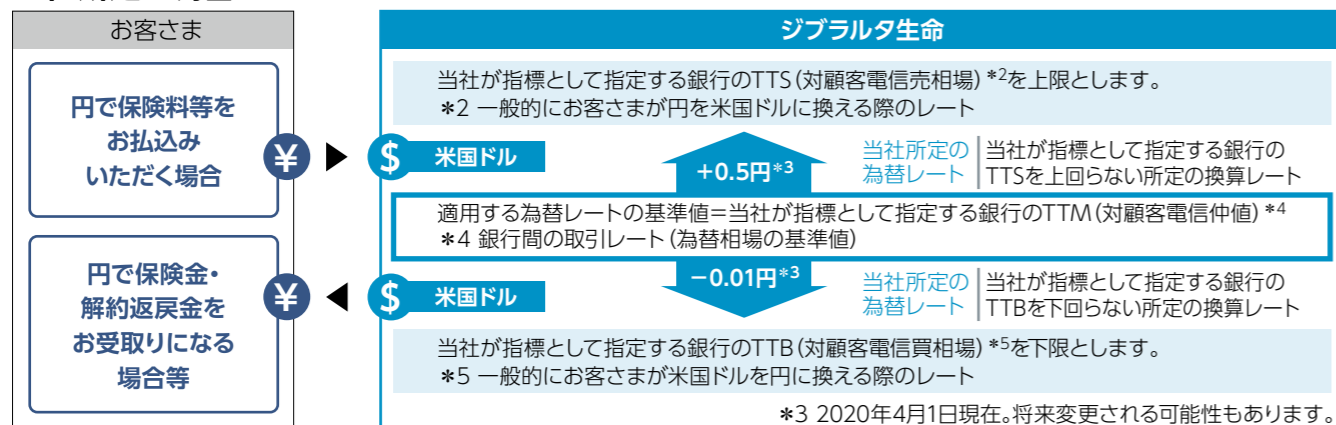
例) 貸付金額 5,000米国ドル
貸付を受ける時
1米国ドル=100円
500,000円

1年後、返済する時に

返済金額 5,200米国ドル*1	
円高	1米国ドル= 70円の時 364,000円
	1米国ドル=100円の時 520,000円
円安	1米国ドル=130円の時 676,000円

*1 2020年4月1日現在の当社所定の利率で計算しており、将来変更される可能性もあります。

当社所定の為替レートについて



※当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。また、TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

ご注意ください



ご契約にかかる費用について

●保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。

●外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円*1/1米国ドル)が含まれております。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円*1/1米国ドル)が含まれております。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

・お取扱いの金融機関により、当社が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

●保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*1を年金支払日の年金原資から控除します。
※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。

●解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除*2)をご負担いただきます。

*1 2020年4月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

*2 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができませんのでご了承ください。

■「円」でお取扱いする場合の為替レートについて

毎営業日の当日午前0時に公開します。

●コールセンター

受付時間 平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

ミナジブロック

0120-37-2269 (通話料無料)

●インターネット(ホームページ)

<https://www.gib-life.co.jp/>

特約	対象	換算の基準となる日	適用する為替レート
円換算払込特約	●第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レート
	●第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
円換算支払特約	●死亡保険金	所定の必要書類を当社にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	●高度障害保険金		
	●解約返戻金		
	●保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	●保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	
	●リビング・ニーズ特約による保険金	所定の必要書類を当社にて受理した日の前日	
●介護前払特約による介護年金			
●死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金			
円換算貸付特約	●契約者貸付	借入れ 返済	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	●自動振替貸付の返済	返済日の前日	円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レート

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

※詳しくは5ページの「当社所定の為替レートについて」をご覧ください。